

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大田市大田町内及び久手町内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称
久手⑩地区地籍図原図及び地籍簿案
大田⑫地区地籍図原図及び地籍簿案
2. 閲覧期間
令和5年1月31日から
令和5年2月20日まで 20日間
3. 閲覧場所・時間

場 所	月 日	時 間
大田市役所 建設部事業推進課	1月31日（火）～2月20日（月）	9時00分～17時00分

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 閲覧は、期間中毎日9時から17時まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。

令和5年1月31日

大田市長 楫野弘和